

感染症発生時における業務継続計画

法人名 ; 社会福祉法人 恵愛会
所在地 ; 茨城県つくば市北条 1161
電話番号 ; 029-867-1161

代表者名 ; 理事長 宮本 浩

事業所名 ; 筑波地域包括支援センター
所在地 ; 茨城県つくば市北条 1184-1
電話番号 ; 029-828-5806

管理者名 ; 松原 恵子

作成日 ; 2023 年 4 月 1 日
改訂日 ; 2024 年 4 月 1 日

目次

第Ⅰ章 総論	1
(1) 事業継続計画の目的	
(2) 基本方針	
第Ⅱ章 平時からの備え	2
1 対応主体	
2 対応事項	
第Ⅲ章 初動対応	3
1 対応主体	
2 対応事例	
第Ⅳ章 感染拡大防止体制の確立	4
1 対応主体	
2 対応事項	
(参考) 新型コロナウイルス感染症に関する入手先	6
別紙1 職員の感染症流行時期の対応について	
別紙2 筑波地域包括事業業務マニュアル	
別紙3 新型コロナウイルス感染（疑い）者発生時のフローチャート	
別紙4 法人内感染症発生時の対応	

第 I 章 総則

(1) 事業継続計画作成の目的

- 1 感染症の陽性者（偽陽性を含む）が事業所内に発生した場合において、職員の安全を最優先に考えていく。
- 2 感染症発生後も、途切れることなくサービスを安定的に提供できる仕組みを構築していく。発生時であっても、利用者が自立した生活ができるよう、早期の対応が必要とされる業務（非常時優先業務）を適切に実施する体制を確保するために、必要な資源（人員、設備、薬剤等）や対策を事前に定めて感染症発生後の業務継続に万全を期すことを目指す。
- 3 平常時から地域の多職種連携や住民の助け合いの強化を目指していく。利用者を含めた家族や地域の関係者と、平常時から感染時の課題や対応方法を共有するネットワーク体制づくりの推進役となる。

(2) 基本方針

本計画に関する基本方針が以下の通り。

①職員の安全確保	職員の生命や生活を維持しつつ、感染拡大防止に努める。
②サービスの継続	利用者の健康・身体・生命を守る機能を維持する。

第Ⅱ章 平時からの備え

対応主体の決定、計画のメンテナンス・周知と、感染疑い事例発生時の緊急時対応を見据えた事前準備を、下記の体制で実施する。

1 対応主体

法人統括のもと、関係部門が一丸となって対応する。

2 対応事項

対応事項は以下のとおり。

項目	対応事項
(1) 体制構築・整備	全体を統括する責任者・代行者を選定 <input type="checkbox"/> 意思決定者・担当者の決定
(2) 感染防止に向けた取り組みの実施	必要な情報収集と感染防止に向けた取り組みの実施 <input type="checkbox"/> 新型コロナウイルス感染症に関する最新情報（感染状況、政府や自治体の動向等）の収集 <input type="checkbox"/> 基本的な感染症対策の徹底 <input type="checkbox"/> 職員の体調管理 ・出勤前の体調・体温測定 <input type="checkbox"/> 事業所内出入り者の体調確認 ・体調確認・マスク着用・手指消毒
(3) 防護服・消毒液等備蓄品の確認	<input type="checkbox"/> 保管先・在庫量の確認・備蓄 ・地下ピット（筑波包括管轄内）に保管 ・備蓄の確認
(4) 研修・訓練の実施	定期的に以下の研修・訓練等、BCPの見直し <input type="checkbox"/> 業務継続計画を関係者で共有 ・包括共通サーバーへ保管 <input type="checkbox"/> 業務継続計画の内容に関する研修 ・すべての職員に対して、本計画の内容を周知し、緊急時の対応について、下記訓練と併せて年1回以上の研修を実施する。 <input type="checkbox"/> 業務継続計画の内容に沿った訓練 ・上記研修と併せて、緊急時を想定した業務継続に向けた訓練を実施する。

(5) BCP の検証・見直し	<input type="checkbox"/> 最新の動向や訓練等で洗いだされた課題をBCPに反映 ・国の指示があった場合、研修や訓練において課題を把握した場合等、必要に応じて本計画を見直すこととする。
--------------------	---

第Ⅲ章 初動対応

感染疑い者が発生した際の初動対応について、迅速な対応ができるよう準備しておく。

1 対応主体

法人主体のもと、以下の役割を担う者が各担当業務を遂行する。

役割	担当者	代行者
全体統括	施設長	事務長
医療機関、受診・相談センターへの連絡	市村幸江	岡崎美由紀
感染拡大防止対策に関する統括	市村幸江	小川恵理

2 対応事例

対応事例は以下のとおり。

項目	対応事例
(1) 第一報（感染症の陽性が疑われるもの発生）	<input type="checkbox"/> 感染症の陽性疑いの発生 ・職員において、発熱等の症状が認められる場合は、出勤しないことを徹底する。 ・家族の陽性者が発生した場合には出勤時に抗原検査を実施する。 <input type="checkbox"/> 施設長、管理者への報告 ・感染疑い者が発生した場合には、速やかに施設長、管理者に報告する。 <input type="checkbox"/> 地域での身近な医療機関を受診 ・福祉施設勤務を伝え、感染症の検査を受ける。 <input type="checkbox"/> 事業所内・法人内の情報共有 ・状況について、事業所内・法人内で情報共有する。 <input type="checkbox"/> その他職員の体調確認 ・体調確認、検温を実施し、体調不良の場合には帰宅、受診を促す。

(2) 消毒・清掃等の実施	・手袋、マスクを着用し事業所内・トイレの消毒、清掃を行う。
---------------	-------------------------------

第IV章 感染拡大防止体制の確立

感染症の陽性が疑われる者の検査対応中に、以下の感染拡大防止体制の確立を迅速に対応することができるよう準備しておく。

1 対応主体

以下の役割を担う者を構成メンバーとする対策本部を構成し、業務を遂行する。

役割	担当者	代行者
全体統括	施設長	事務長
地域 CM への情報提供 (感染確認後)	管理者	他の職員
市包括支援課へ報告 (感染確認後)	管理者	他の職員

2 対応事項

感染拡大防止体制の確立における対応事項は以下の通り

項目	対応事項
(1) 職員の確保	<input type="checkbox"/> 事業所内での勤務調整 ・人員不足が見込まれる場合、業務内容の調整。
(2) 消毒薬等の確保	<input type="checkbox"/> 在庫量・必要量の確保 ・平時から備蓄品確認の実施。 ・不足時は法人へ協力を仰ぐ
(3) 情報共有	<input type="checkbox"/> 事業所内・法人内での情報共有 <input type="checkbox"/> 市包括支援課・地域 CM との情報共有
(4) 業務調整	<input type="checkbox"/> 業務の継続・変更 ・感染防止対策を徹底しながら業務を継続。 ・平時より非常時に優先すべきサービス内容の検討

<p>(5) 過重労働・メンタル対応</p>	<p><input type="checkbox"/> 労務管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の感染状況に応じて、勤務調整。 ・ 業務過多にならないよう配慮する。 <p><input type="checkbox"/> 長時間労働対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 長時間労働を余儀なくされる場合には休日が確保できるようにする。 ・ 定期的に勤務実績を確認し、長時間労働とならないよう努める。 ・ 休憩時間や休憩場所の確保に配慮する。 <p><input type="checkbox"/> コミュニケーション</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員同士の声掛けやコミュニケーションを大切にし、心身の不調には早めに気づける職場づくりに努める。 <p><input type="checkbox"/> 相談窓口</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人内に相談窓口を設置し、職員が相談しやすい体制を整備する。 ・ 自治体や保健所などの外部専門機関にも相談できる窓口を利用する。
------------------------	---

(参考)

新型コロナウイルス感染症に関する情報入手先

○厚生労働省「新型コロナウイルス感染症について」：

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○厚生労働省「介護事業所等向けの新型コロナウイルス感染症対策等まとめページ」：

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/t

[aisakumatome_13635.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/t_aisakumatome_13635.html)

○厚生労働省 感染症情報

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/kekkaku-kansenshou/index.html

○茨城県 感染症情報

[感染症情報センター／茨城県 \(pref.ibaraki.jp\)](https://www.pref.ibaraki.jp/kenkou/kenkou_iryou/kenkou/kekkaku-kansenshou/index.html)